



るもい労働衛生通信 [vol.2]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂

令和5年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

今回の改訂は、騒音障害防止対策の**対象となる作業場に広く浸透**させ、更なる対策を進めることを目的としており、技術の発展や知見の蓄積を踏まえて、**従来からの騒音障害防止対策を見直した**ものです。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツ**の聴力検査の音圧を、40dBから**25dBおよび30dB**に変更しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。



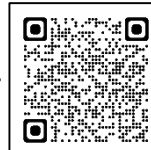
↑厚生労働省リーフレット

「騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました」から引用

ガイドライン(本文・解説)の
ダウンロードはこちらから→



リーフレットの
ダウンロードは
こちらから→



石綿障害予防規則の改正について【事前調査】

解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年7月に石綿障害予防規則（石綿規則）が改正されました。

事業者をはじめとする関係者の皆様へ、規制内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

↑厚生労働省リーフレット

「改正石綿障害予防規則のリーフレット

（解体・改修工事の受注者・実施者向け）」から引用

厚生労働省・環境省・国土交通省リーフレット

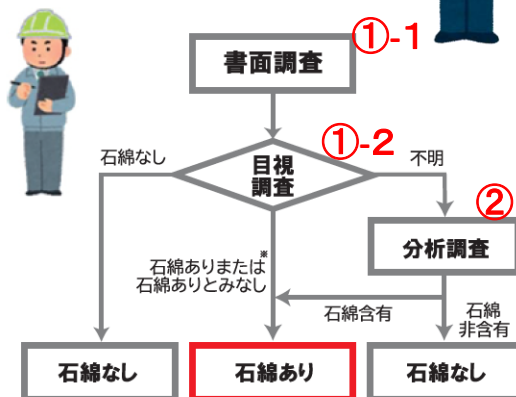
「お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ」から引用

事前調査は、
工事の規模に
かかわらず
すべての工事が
対象です！

事業者、作業者、
発注者のそれぞれに
向けた情報を掲載した
『石綿総合情報ポータル
サイト』は左の2次元コード
から確認できます↓



《事前調査の流れ》



※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、分析調査は不要です。

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課
(TEL：0164-42-0463)までお問い合わせください。